

## 白川村外国語指導事業に係る外国語指導助手派遣業務委託仕様書

### 1 業務名称

白川村外国語指導事業に係る外国語指導助手派遣業務委託

### 2 業務目的

白川村立保育園（以下「保育園」という）・白川村立白川郷学園（以下「学園」という）の園児・児童・生徒に対し、発達段階に応じた英語によるコミュニケーション能力の育成に資するため、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことによる総合的な言語活動の支援を行う。そして、簡単な情報や考えなどを英語で理解したり、表現したり、伝えあったりすることができる基本的な能力を身に付けさせ、英語の学習能力の向上と国際理解教育の推進を図る。

### 3 契約形態

本業務は、労働者派遣契約によるものとする。

### 4 契約履行期間

契約締結の日から令和4年3月31日まで

ただし、契約期間満了の1ヶ月前までに、白川村並びに受託者のいずれからも契約終了の意思表示のない限り、契約は1年間更新されるものとする。以降、同様の手続により令和6年3月31日まで最長2年を限度に契約の履行期間が更新されるものとし、同日をもって契約終了とする。

### 5 業務履行場所

保育園・学園及び白川村教育委員会（以下「委員会」という）が指定する場所

### 6 業務履行に係る派遣人数

1名

### 7 業務内容

受託者は、委員会事務局職員並びに保育園の園長・学園の校長、副校長、教頭の指示のもと、保育園・学園にALTを派遣し、次の各号に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 英語教育、国際理解教育に関するコンサルティング。
  - ① 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等に関する情報提供、企画提案。
  - ② 学園教職員に対する有効な教授法や指導案作成、効果的な授業実践に関する支援及び情報提供。
  - ③ その他英語教育、国際理解教育等の推進に必要と思われる活動への参加。
- (2) 英語教育、国際理解教育等に係るレッスンの企画及び提案。
- (3) ALT による英語指導業務。(この業務に係る打ち合わせ、補助等を含む)
  - ① 英語教育、国際理解教育等の授業における、ウォーミングアップ、プレゼンテーション、ドリル、プラクティス、プロダクション、アセスメントの実施。
  - ② 異文化理解、異文化間コミュニケーションに係るレクチャーの実施。
  - ③ 放送テスト等音声教材の作成の支援
  - ④ 英語スピーチコンテスト等における判定、助言、指導。
  - ⑤ 学園の主催する英語教育、国際理解教育等に係る行事や、文化祭、体育大会等学園及び保育園行事における園児・児童・生徒との交流、指導補助。
  - ⑥ 学園の主催するクラブ活動における児童・生徒との交流、指導補助。
  - ⑦ 学園教職員に対する英語に係る研修、指導補助。
  - ⑧ その他委員会の主催する会議・研修会等への参加、指導補助。
- (4) 上記(1)から(3)に付随又は関連する業務。
- (5) その他、協議の上、双方が合意した業務。

## 8 業務履行日時

- (1) 履行日は、原則として、4のうち土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、学園の休校日及び委員会が指定する日は委託業務の履行を要しないものとする。
- (2) 委託業務の履行は、午前8時30分から午後4時30分の間で、休憩時間を除き1日7時間以内とする。なお、休憩時間は、1日あたり1時間を越えない範囲で設ける。
- (3) 上記(1)(2)の詳細は、委員会と受託者の協議・合意の上、委員会から受託者へ通知する。
- (4) 業務履行場所において行事等の都合上、業務履行日時を変更する場合は、予め委

員会と受託者の協議・合意の上、変更できる。なお、業務履行日時を上記(1)に定める勤務を要しない日に変更する場合は、勤務日の振替にて対応するものとする。

- (5) 委員会が、上記(1)(2)で規定した業務履行日時以外に委託業務を受託者に追加委託する場合、受託者は追加委託業務履行日時分を予定された総委託業務履行日時の中で相殺するものとする。

## 9 業務履行担当者

- (1) 委託業務を履行するにあたり、受託者は業務履行担当者を定め委員会へ事前に通知する。

- (2) 委託業務履行担当者のうち、ALT は、次の条件を満たす者とする。

- ① 英語を母国語とする者又は同等の能力を有する者。
- ② 4 年制大学以上の教育機関を卒業した者、これと同等以上の資格を有する者又は在外大学の在學生で、日本での就労において必要な査証等を取得し、適法な在留資格・期間を有している者。
- ③ 業務履行が可能な健康状態にある者。(胸部レントゲンを含む定期健康診断等を受診している者)
- ④ ALT として十分な経験を積んだ者、又は十分研修を受けた者で、白川村の必要とする水準の資質、能力、教育技術を有する者。
- ⑤ 教員等とコミュニケーションが取れる程度の業務履行に必要な日本語の会話能力等を有する者。
- ⑥ 保育園・学園の教育活動全般を理解し、園児・児童・生徒と共に意欲的に活動し、英語を通じたコミュニケーション能力の育成を図る活動を工夫して行うことができること。
- ⑦ 派遣された学園・保育園等において、良好な人間関係を構築し担当教員等の指導のもと、園児・児童・生徒の発達段階に応じた適切な指導ができ、学習意欲はもとより、学力の向上を図ることができること。
- ⑧ 同期間に派遣させる ALT は原則同一人物であること。
- ⑨ 白川村に居住できる者。
- ⑩ 普通自動車免許を持っている者。

## 10 業務の履行受託者は委託業務の履行にあたり、次の事項を遵守する。

- (1) 業務履行担当者を定め、委託の趣旨に従い、受託者の責任において委託業務を完遂すること。

- (2) 業務履行担当者に支障が生じ、臨時に変更する場合には、必要に応じて直ちにその旨を委員会に報告し、臨時担当者名等を委員会に通知の上、委託業務を履行すること。
- (3) 受託者の都合により、上記(2)による臨時担当者による業務の履行ができなかった場合、受託者は未履行分の委託業務を委員会と調整の上、契約期間中の他の日に履行すること。
- (4) 受託者は、上記(2)の臨時的措置が長期に及ぶ時は、速やかに委員会に報告を行うとともに、必要な管理上の措置をとること。

1 1 業務責任者 委託業務の完遂を期し、受託者は業務責任者を定め、次の業務を行わせる。

- (1) 業務履行担当者に業務命令を行うとともに、円滑な委託業務の履行を管理し、委員会との連絡にあたらせること。
- (2) 委託業務の履行状況を把握し、委員会に報告を行わせること。

1 2 その他

- (1) 受託者は、業務履行担当者の使用者として労働関係法上の全ての責任を果たすとともに、適切な教育指導と業務命令を行うこと。
- (2) 受託者は、派遣する ALT に対し、指導技術の向上だけでなく園児・児童・生徒や教職員に対する体罰やハラスメントの防止等、非違行為の防止や人権擁護等に関する教育に努めなければならない。また、ALT が遵守しなければならない事項は、教職員の禁止・制限事項に準じるものとする。なお、委員会は、前記に著しく支障がある場合は、受託者に是正を要求することができる。受託者は是正要求があったときは、速やかに誠意をもって対応しなければならない。
- (3) 業務を履行するにあたり、法令を遵守するとともに法令等に特別の定めがある場合を除き、業務上知りえた秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
- (4) 業務を履行するにあたり、宗教活動及び政治活動を行わないこと。
- (5) 委員会は、受託者が委託業務を履行するにあたり、委託業務の詳細等を当該委託業務履行前までに受託者へ送付する。
- (6) 受託者は、白川村外国語指導事業に係る外国語指導助手派遣業務委託契約書、本仕様書の記載及び法的な枠組みに従い委託業務を履行すること。

- (7) 法律に基づく保険等の雇用者義務、派遣業務中の保険適用、ALT の手当金、学園・保育園等に赴く交通費等は、委託契約金額に含まれるものとする。
- (8) 委員会は、受託者が提供するサービスについて、定期または随時に評価を行い、その結果、委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料の減額を行うことがある。
- (9) 臨時休業の対応他、この仕様書に定めのない事項が生じた場合は、必要に応じて委員会及び受託者が双方協議の上、これを定めるものとする。